一般社団法人ＩＴ資産管理評価認定協会定款

平成２２年１２月　１日　　作　　成
平成２４年　５月　９日　　改　　定
平成２５年　５月２２日　　改　　定
平成２６年　５月２８日　　改　　定
平成２９年　５月２４日　　改　　定
平成３０年１０月　４日　　改　　定
平成３０年１２月　１日　　改　　定
令和　２年　５月２６日　　改　　定
令和　３年　５月２５日　　改　　定
令和　５年　５月２６日　　改　　定

定　　款

第１章　　総　　則

（名　称）

第１条　当法人は、一般社団法人ＩＴ資産管理評価認定協会と称し、英文では Association of Standardization for IT Asset Management Assessment & Certificationと表示する。

（主たる事務所の所在地）

第２条　当法人は、主たる事務所を東京都北区に置く。

（目　的）

第３条　当法人は、ＩＳＯ／ＩＥＣ１９７７０もしくはそれに関連するＪＩＳ規格に準じたソフトウェア資産管理・IT資産管理を普及させることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

１．ソフトウェア資産管理・IT資産管理の成熟度評価資格者の育成事業

２．ソフトウェア資産管理・IT資産管理の成熟度評価資格組織の認定事業

３．ソフトウェア資産管理・IT資産管理の成熟度評価規準の策定

４．組織に対するソフトウェア資産管理・IT資産管理の成熟度認定事業

５．前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

（公　告）

第４条　当法人の公告は、電子公告により行う。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第２章　　社　　員

（入　社）

第５条　当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

２　社員となるには当法人所定の様式による申込をし、理事会の承認を得るものとする。

（経費等の負担）

第６条　社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

（社員の資格喪失）

第７条　社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

１．退社したとき

２．成年被後見人又は被保佐人になったとき

３．死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

４．除名されたとき
５．総社員の同意があったとき

（退　社）
第８条　社員はいつでも退社することができる。ただし、１か月以上前に理事会に対して書面にて予告をするものとする。

（除　名）
第９条　当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

（社員名簿）
第10条　当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第３章　　社員総会

（社員総会）
第11条　当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（開催地）
第12条　社員総会の開催場所は、理事会が別途定める。

（招　集）
第13条　社員総会の招集は、理事会がこれを決し、理事長が招集する。
２　社員総会の招集通知は、会日より１週間前までに各社員に対して発する。

（決議の方法）
第14条　社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

（議決権）
第15条　各社員は、各１個の議決権を有する。

（議　長）
第16条　社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

（議事録）
第17条　社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から　１０年間主たる事務所に備え置く。

第４章　ＩＴ資産管理評価認定委員会の設置と構成

（ＩＴ資産管理評価認定委員会の設置）
第18条　当法人は、当法人の事業内容及びソフトウェア資産管理・IT資産管理に関する各種基準、規準等を策定するため、ＩＴ資産管理評価認定委員会（以下「ＳＡＭＡＣ」という。）を設置する。

（ＳＡＭＡＣの構成員）
第19条　ＳＡＭＡＣは、以下の会員組織（以下総称して「会員」という。）で構成される。
本会員
賛助会員
ユーザー本会員
個人会員
特別会員
オブザーバー

（本会員）
第20条　当法人の社員は、ＳＡＭＡＣの本会員となる。社員の他に本会員となることを希望する者は、当法人の目的並びにＳＡＭＡＣの目的に賛同し、入会申込みをした後、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

（賛助会員）
第21条　ＳＡＭＡＣの賛助会員となることを希望する者は、当法人の目的並びにＳＡＭＡＣの目的に賛同し、入会申込みをした後、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

（ユーザー本会員）
第22条　ITAMサービスとは、以下に掲げるものをいう。
ソフトウェア資産管理及び IT 資産管理に関する第三者へのサービス・製品の提供、または代理店としての提供
２　ITAMサービスを一切行っていない法人（以下「ユーザー」という）で、ＳＡＭＡＣのユーザー本会員となることを希望する者は、当法人の目的及びＳＡＭＡＣの目的に賛同し、ユーザー本会員として入会申込みをした後、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。
３　ユーザー本会員の連結子会社並びにユーザー本会員の出資比率が３０％を超える法人がITAMサービスを行っている場合あるいは、理事会によりITAMサービスを行っていると認

定された場合には、ユーザー本会員としての申込みはできないものとする。

（個人会員）

第23条　当法人が認定する資格保持者で、ＳＡＭＡＣの個人会員となることを希望する者は、当法人の目的並びにＳＡＭＡＣの目的に賛同し、個人会員として入会申込みをした後、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

当法人が認定する資格保持者とは、以下に掲げるものをいう。

公認ITAMコンサルタント

公認ライセンスマネージャー

（オブザーバー）

第24条　当法人は、ＳＡＭＡＣの活動を円滑に進めるために、ソフトウェア資産管理の有識者、団体等に意見を求めるため、有識者、団体等をＳＡＭＡＣのオブザーバーとすることができる。

２　オブザーバーは、本会員及びユーザー本会員（以下総称して「総本会員」という）の過半数の推薦をもって要請でき、その入会について理事会の承認を得るものとする。

（特別会員）

第25条　当法人は、ＳＡＭＡＣの活動を円滑に進めるために、任意団体を含む他の団体をＳＡＭＡＣの特別会員とすることができる。

２　特別会員は、理事会の承認を得るものとする。

（ＳＡＭＡＣの構成員の役割と権利）

第 26 条　ＳＡＭＡＣの構成員の役割及び権利については、理事会において別途定める「ＳＡＭＡＣ構成員の役割と権利」に規定する通りとする。

（会　費）

第27条　特別会員及びオブザーバーを除く会員は、ＳＡＭＡＣの目的を達成するため、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

２　前項の規定に関わらず、社員は、入会金及び会費の納入を免除される。ただし、社員が退社する場合又は除名された場合には、退社日又は除名日を含む当該事業年度の本会員年会費に相当する金額をＳＡＭＡＣに直ちに支払うものとする。

（会員の資格喪失）

第28条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

１．退会したとき

２．成年被後見人又は被保佐人になったとき

３．死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

４．特別会員及びオブザーバーを除く会員が２年以上会費を滞納したとき

５．除名されたとき

６．総社員の同意があったとき

７．ユーザー本会員の場合は、第22条第2項及び第3項の規定に反してITAMサービスを行っていることが判明してその旨を理事会で認定した場合、ユーザー本会員の権利を第三者に譲渡・提供・使用許諾したことが判明してその旨を理事会で認定した場合、または現存する理事総数の３分の２以上による理事会決議により、資格を喪失すると認定されたとき

８．個人会員の場合は、認定資格を喪失したとき。ただし、ＳＡＭＡＣの事業年度内に本条の規程以外で資格を喪失した場合には、当該事業年度中は、個人会員としての資格は維持されるものとする。

９．オブザーバー及び特別会員の場合は、現存する理事総数の３分の２以上による理事会決議により、資格を喪失すると認定されたとき

（退　会）

第29条　会員はいつでも退会することができる。ただし、退会を希望する月の１か月以上前に、別途定める退会届を理事会に提出しなければならない。

（除　名）

第30条　ＳＡＭＡＣの会員が、ＳＡＭＡＣ並びに当法人の名誉を毀損し、ＳＡＭＡＣ並びに当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、会員が社員であるか否かに関わらず、総本会員の４分の３の賛成をもってその会員を除名することができる。

（資格喪失時の会費の返還）

第31条　特別会員及びオブザーバーを除く会員が資格喪失した場合、当該会員は、すでにＳＡＭＡＣに収めた会費の返還請求はできない。また、ＳＡＭＡＣが新たな事業年度に入ってからの退会の場合には、当該事業年度の会費の支払いは免れないものとする。

（会員規則について）

第32条　会員に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別途会員規則を定めることができる。

第５章　ＳＡＭＡＣの総会

（総　会）

第33条　ＳＡＭＡＣの総会は、年次総会及び臨時総会とし、年次総会は、当法人の毎事業年度の終了後３か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員総会は、ＳＡＭＡＣの総会における決定内容・意見等を参考することができる。

３　ＳＡＭＡＣの総会では、ＳＡＭＡＣの前事業年度の活動結果及び会計収支を確認し、当事業年度の活動方針、活動内容を決定する。

４　ＳＡＭＡＣの総会は、第36条に定める決議の方法に従って当法人の理事及び監事の候補

者を選定し、提案することができる。
５　総本会員以外の者が理事又は監事の候補者として立候補する場合、総本会員５名以上の推薦を得た上で、第36条に定めるＳＡＭＡＣの総会の決議を得ることとする。

（開催地）
第34条　ＳＡＭＡＣの総会の開催場所は、理事会が別途定める。

（招　集）
第35条　ＳＡＭＡＣの総会の招集は、理事会がこれを決し、理事長が招集する。
２　ＳＡＭＡＣの総会の招集通知は、会日より１週間前までに本会員に対して発する。

（決議の方法）
第36条　ＳＡＭＡＣの総会の決議は、すべての総本会員の議決権の過半数を有する総本会員が出席し、出席総本会員の議決権の過半数をもってこれを行う。なお、当該総会に出席できない総本会員については、委任状をもって出席したものとみなす。

（総本会員の議決権）
第37条　本会員は、各２個の議決権を有し、ユーザー本会員は各１個の議決権を有する。

（議　長）
第38条　ＳＡＭＡＣの総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、副理事長が、副理事長に事故があるときは、当該総会において議長を選出する。

（議事録）
第39条　ＳＡＭＡＣの総会の議事については、議事録を作成し、ＳＡＭＡＣの総会の日から１０年間当法人の主たる事務所に備え置く。

第６章　　役員等

（役員の設置等）
第40条　当法人に、次の役員を置く。
理事　３名以上１１名以内
監事　１名以上２名以内
２　理事のうち、３名以内を代表理事とする。
３　代表理事の中から、理事長を１名選定し、その他の代表理事の中から副理事長及び常務理事を各１名選定することができる。
４　総本会員でない役員の総数は、理事の３分の１、監事の２分の１を超えないこととする。

（役員の選任等）
第41条　理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
２　理事のうち、理事のいずれかの１名とその配偶者又は３親等内の親族その他特別の関係

にある者の合計数は、理事総数の３分の１を超えてはならない。

３　理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

４　理事については同一の団体もしくは既存の総本会員と資本関係がある団体から２名を超えて選出してはならず、理事総数の３分の１を超えてはならない。

５　社員が希望すれば、社員総会の決議を経て理事に選任されることができる。ただし、当法人から継続的に金銭を授受する契約をしている社員が理事に就任しようとする場合は、理事総数の３分の２の賛成を得ることが望ましい。

６　監事については同一の団体もしくは既存の総本会員と資本関係がある団体から複数名選出してはならない。

（理事の職務権限）

第42条　理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

２　副理事長は理事長を補佐する。

３　理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に４か月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

４　理事は、当法人の活動が滞りなく行えるよう、当法人の運営に積極的に関与、参加しなければならない。

（監事の職務権限）

第43条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告をする。

２　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（任　期）

第44条　理事の任期は、選任後２年内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後２年内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

３　任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（解　任）

第45条　役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員の半数以上であって、社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（報酬等）

第46条　役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

（取引の制限）

第47条　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

１．自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

２．自己又は第三者のためにする当法人との取引

３．当法人がその理事の債務を保証すること

４．法人とその理事との利益が相反する取引

（責任の一部免除等）

第48条　当法人は、役員の一般法人法第１１１条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第７章　　理事会

（構　成）

第49条　当法人に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）

第50条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

１．当法人の業務執行の決定

２．理事の職務の執行の監督

３．理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

（招　集）

第51条　理事会は、理事長又は常務理事が招集する。

２　理事長及び常務理事が欠けたとき又は事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

（決　議）

第52条　理事会の決議は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定に関わらず、一般法人法第９６条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第53条　理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

２　出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

（理事会規則）

第54条　理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別途理事会規則を定めることができる。

第８章　　事務局

（設置等）

第55条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２ 事務局には、必要に応じて事務局長及び所要の職員を置く。

３ 事務局及び事務局長は、理事会の承認を得て委託もしくは任免する。

４ 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第９章　　基　　金

（基金の拠出）

第56条　当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

２　拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

３　基金の返還手続きについては、一般法人法第２３６条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第10章　　計　　算

（事業年度）

第57条　当法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの年１期とする。

（事業計画及び収支予算）

第58条　当法人の事業計画及び収支予算（以下「当初予算」という）については、毎事業年度開始日の前日までに事務局が作成し、理事会の承認を経て社員総会及びＳＡＭＡＣの年次総会の承認を受けなければならない。事業年度の途中で当初予算を見直す場合にも同様とする。ただし、収支の差が、当初予算の１５％以内の場合には、理事会の決議をもって変更することができる。その場合には、理事長は、新たな収支計画を速やかに総本会員に通知しなければならない。

２　前項の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

３　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

４　予算の執行については、理事会において別途定める「ＳＡＭＡＣ支払要領」によるものとする。

（事業報告及び決算）

第59条　当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が当該事業年度に関する事業報告並びに貸借対照表及び損益計算書を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

２　事業報告については、理事長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

３　貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

第11章　　定款の変更、解散及び清算

（定款の変更）

第60条　この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

（解　散）

第61条　当法人は、一般法人法第１４８条第４号から第７号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数の決議により解散することができる。

（残余財産の帰属等）

第62条　当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第５条第１７号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

２　当法人は、剰余金の分配を行わない。

第12章　会員の秘密保持義務

（守秘義務）

第63条　会員は、ＳＡＭＡＣの定例会、ワーキング、その他関連する会合において、会員もしくは役員（以下「秘密情報指定者」という）の文書、口頭、物品を問わず「秘密」として開示される公知・公用となっていない情報は、秘密情報として取扱うものとし、秘密と指定した会員からの事前の書面による承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならないものとする。

２　会員は、相手方から開示を受けた秘密情報について、自らの役員または従業員に対し、これを第三者に漏洩しないよう、これを順守させるものとする。

３　会員が秘密情報を漏えいし、ＳＡＭＡＣもしくは秘密情報指定者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負う。

第14章　会員によるＳＡＭＡＣ業務の受託

（再委託）

第64条　会員は、ＳＡＭＡＣから金銭的な報酬を伴う業務を受託する場合には、再委託してはならない。

２　やむを得ず再委託する場合には、以下の情報を書面にて理事会に提出し、事前に理事会の承認を得ること。

一、再委託先の名称

一、再委託の理由

一、再委託の業務内容

一、再委託料金を含む再委託先との契約内容

以上は、当法人の定款に相違ありません。

代表理事　田　村　　仁　一　　代表印